

現場代理人の兼任及び常駐義務緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩市工事契約約款第10条第3項の規定による現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(兼任条件)

第2条 常駐する現場代理人について、次に掲げる各号のいずれにも該当する場合は、所定の書式により届け出ることにより、他の工事1件に限り、兼任を認める。この場合において、特命による随意契約工事であって、工事現場が同一又は近接している、かつ、工期が重複し、又は継続する工事については、同一の工事とみなし、兼任する工事に算入しない。

- (1) 兼任できる工事は、多摩市、国、東京都又は公益法人等が発注する工事に限ること。ただし、兼任しようとする工事の発注者が異なる場合は、兼任について、他の発注者の了承を得ていること。
- (2) それぞれの工事の契約金額(税込)が4000万円(建築一式工事の場合は8000万円)未満であること。
- (3) 兼任する工事の現場が多摩市内であること。
- (4) 現場代理人の兼任の対象となる工事である旨を多摩市が公告、通知等をした工事であること。
- (5) 常に発注者との連絡体制が確立されていて、発注者又は監督員が求めた場合には、速やかに工事現場に向かう等の対応が可能であること。
- (6) 現場代理人が不在の間、その管理を代行する者を定め、その氏名及び連絡先を届け出ること。
- (7) 兼任する工事が維持工事(通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事で、24時間体制で緊急対応が必要なものをいう。)ではないこと。

2 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間及び工事の施工の全部について一時中止している期間にあっては、前項の規定にかかわらず、他の1件の工事において現場代理人を兼任できる。

3 第1項に該当する工事が、設計変更により同項第2号に規定する金額の条件を満たさなくなった場合であっても、引き続きこの要領を適用するものとする。

(常駐を要さない期間)

第3条 次の各号のいずれかの期間については、発注者と現場代理人との連絡体制が確立されている場合は、所定の様式により届け出ることにより、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。この場合においては、現場代理人が不在の間、現場代理人の管理を代行する者を定めるとともに、その氏名及び連絡先を届け出なければならない。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の施工の全部について一時中止している期間

- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、昇降機設備等の工場制作を含む工事について、工場制作のみが行われている期間
- (4) 現場での後片付け作業及び工事完成図書類の作成が終了した時点から工期末までの期間

(兼任等を認めない場合の取扱い)

第4条 前2条の規定に該当する工事であっても、工事の緊急性その他の現場条件により、この要領の適用が適当でないと監督員が判断した場合は、現場代理人の常駐義務の緩和及び現場代理人の兼任は認めないものとする。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

参考

建設業法施行令

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条 [法第二十六条第三項](#)の政令で定める重要な建設工事は、[次の各号](#)のいずれかに該当する建設工事
工事一件の請負代金の額が四千万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円)以上のものとする。